

○ 総務省告示第四百四十号

電波法（昭和二十五年法律第百三号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和二年総務省告示第四百十一号）の一部を次のように変更する。

令和六年十二月二十日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、変更後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

変 更 後					変 更 前				
第 2 周波数割当表 〔1～7 略〕 〔第 1 表 略〕 第 2 表 27.5MHz - 10000MHz					第 2 〔同左〕 〔1～7 同左〕 〔第 1 表 同左〕 第 2 表 27.5MHz - 10000MHz				
〔略〕	国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	〔同左〕	国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕		〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
	1885-1980 J137 J137A	移動 J138 J139	電気通信業務用 小電力業務用	電気通信業務用での使用は携 帯無線通信用とし、割当ては 別表10-2による。 小電力業務用での使用はデジ タルコードレス電話用とし、 割当ては別表8-6による。		1885-1980 J137	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕		〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
	2110-2120 J94 J137 J137B	移動 J138 J139	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当て は別表10-2による。		2110-2120 J94 J137	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
	2120-2170 J94 J137 J137B	移動 J138 J139	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当て は別表10-2による。		2120-2170 J94 J137	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
〔第 3 表 略〕 国内周波数分配の脚注 〔J1～J137 略〕 J137A 1920-1980MHzの周波数帯は、二次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する移動衛星業務 (地球から宇宙)にも使用することができる。ただし、無線通信規則に定める周波数分配表に 従って運用する局に対して有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求し てはならない。 J137B 2110-2170MHzの周波数帯は、二次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する移動衛星業務					〔第 3 表 同左〕 国内周波数分配の脚注 〔J1～J137 同左〕 〔新設〕 〔新設〕				

<u>(宇宙から地球)にも使用することができる。ただし、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する局に対して有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。</u>	
[J138～J296 略]	[J138～J296 同左]
[別表 1－1～11－3 略]	[別表 1－1～11－3 同左]
[国際周波数分配の脚注 略]	[国際周波数分配の脚注 同左]
備考 表中の「」の記載及び対象規定の「」直下線をついた整記部分を添へ全体にわたって適宜注記する。	